



2026年2月26日

各位

会社名 株式会社CLホールディングス
代表者名 代表取締役社長 内川淳一郎
(東証スタンダード・コード番号 4286)
問合せ先 執行役員 経営企画・管理管轄 野田直樹
(TEL 050-1741-5549)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2026年2月26日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社および当社子会社の取締役（社外取締役を含みます。）および従業員に対して、特に有利な条件により新株予約権を発行することの承認を求める議案を、下記のとおり2026年3月30日開催予定の第38期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの連結業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社および当社子会社の取締役（社外取締役を含みます。）および従業員に対して、下記要領に記載の内容の新株予約権を無償で発行したいと存じます。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当ての対象者

当社および当社子会社の取締役（社外取締役を含みます。）および従業員に対し割当てするものとします。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 700,000 株を上限とします。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的となる株式の数（以下、「付与株式数」といいます。）を調整します。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができます。なお、上記の調整による1

株未満の端数は切り捨てます。

(3) 新株予約権の総数

7,000個を上限とします。

(各新株予約権の目的となる株式の数は100株とします。ただし、上記(2)に定める付与株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行います。)

(4) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないもの(無償)とします。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」といいます。))に付与株式数を乗じた金額とします。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除きます。))における株式会社東京証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とします。

ただし、当該金額が割当日の前日の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)を下回る場合には、当該終値を行使価額とします。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(ストックオプションの権利行使による新株発行または自己株式の処分を行う場合を除きます。))には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」と読み替えます。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができます。

(6) 新株予約権の権利行使期間

2029年3月30日から2032年3月29日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」といいます。）が当社および当社子会社の取締役である場合には、当該新株予約権の権利行使時においても、当社および当社子会社の取締役の地位にあることを要します。また、新株予約権者が当社および当社子会社の従業員である場合には、当該新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社および当社子会社の従業員の地位にあることを要します。
ただし、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下、「割当契約」といいます。）に定める一定の要件を充足した場合に限り、当該新株予約権者が当社および当社子会社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができます。
- ② 新株予約権の相続は認めないものとします。
- ③ 新株予約権の質入、その他の処分は認めないものとします。
- ④ その他権利行使の条件は、新株予約権発行の本定時株主総会決議および今後の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによります。

(8) 新株予約権の取得事由および条件

- ① 当社は、新株予約権者が上記（7）に規定する行使の条件に該当しなくなった場合または新株予約権を放棄した場合には、その新株予約権を無償で取得することができます。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認されたときには、当社は新株予約権を無償で取得することができます。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切上げます。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要します。

(11) 新株予約権に関するその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めます。

以上